



## ご協力をお願いします 市民実感調査

各行政分野の取り組み状況について、皆さんがどう感じているかのアンケート調査を行います。結果は、第2次下関総合計画の進捗管理や市政運営に活用します。

①18歳以上の市民5,000人(無作為に抽出) ▷回答期限=2月22日(金) ※対象の方へ調査票を郵送しますので同封の返信用封筒で返送してください ※調査結果は市ホームページで公表します ②企画課(☎231-1480)

平成31年度の市・県民税申告は  
3月15日(金)までに



市・県民税の申告義務がある方は申告期限内に申告しましょう。

※所得税の申告義務がある方は、海峽メッセ下関で確定申告をすれば、市・県民税申告は必要ありません ※申告会場・日程は市報1月号で確認を

●収入がなかったことの申告をする方へ

▽前年中に収入が無い方は申告義務はありませんが、公営住宅入居など他の制度のために申告が必要な場合は、期限内に申告をしましょう。 ※平成30年9月20日までに前年度の収入ゼロ申告をした方には、新年度用の申告用紙を送付しています

▽収入ゼロの申告をする際は、会場の混雑緩和のため、郵送か申告会場の投函箱への提出での申告にご協力を。

③市民税課(☎231-1916)、各総合支所市民生活課

▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎766-2952) ▽豊浦(☎772-4011) ▽豊北(☎782-1919)

### 2月の休場・休館日

●新下関市場 ②回 6・20・27日、日曜日、祝日

●青果市場室(☎256-0277)

●唐戸市場 ②回 20日(水)

●市場流通課(☎231-1440)

●満珠荘 ②回 12日、14日 ※法令に基づく施設点検等実施のため

●市民会館 ②回 27日(水) ※法令に基づく保守点検のため

④市民会館(☎231-6401)

### インターネット公表

⑤申込期間 ② 2月14日午後1時～26日午後11時

▽せり売り期間(動産等) ③ 2月5日午後1時～7日午後11時



▽入札期間(不動産) ③ 3月5日午後1時～12日午後1時 ※内容の変更や公売中止の場合あり ※公売財産、申し込みの詳細は市ホームページかYahoo!Japanホームページで確認を

⑥納税課(☎231-1170)

●中小企業・小規模事業者向け無料出張相談会

●山口県よろず支援拠点による出張相談会 ② 毎週火・水曜日 午前9時30分～午後4時30分 ③ 前日までに、電話で山口県よろず支援拠点(☎083-922-3700)へ。

●山口県事業引継ぎ支援センターによる出張相談会 ② 2月の月曜日 午前9時30分～午後4時30分 ③ 前日までに、電話で山口県事業引継ぎ支援センター(☎083-902-6977)へ。

⑦産業振興課(☎232-7214)

●ご協力をお待ちしています  
2月の献血

●4日(月) ② 午前10時～11時15分、午後0時30分～4時 / 下関警察署

●24日(日) ② 午前10時～正午、午後1時15分～4時 / ゆめシテイ

※「はたちの献血」キャンペーン(記念品・啓発グッズの配付など)を実施します

※全日程400ミリの献血限定 ※その他献血会場は「山口献血」で検索

⑧保健医療政策課(☎231-1426)

## 平成30年分 確定申告のお知らせ

●申告・納付期限  
▷所得税、復興特別所得税、贈与税=3月15日(金) ▷個人事業者の消費税、地方消費税=4月1日(月)

●申告は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)が便利  
国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すると自動計算され、所得税・消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書等は、「e-tax(電子申告)」を利用して提出(送信)するか、紙に印刷して提出できます。 ※確定申告に必要な用紙(申告書・決算書・収支内訳書や医療費控除の明細書など)は国税庁ホームページから入手できるほか、税務署・市役所・各総合支所にもあります。

●確定申告が必要な方  
▷事業(商業、工業、農業、医業、漁業な

ど)所得や不動産(地代、家賃)所得などがある方で1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える方 ▷土地、建物などを譲渡した方 ▷給与収入が年間2,000万円を超える方 ▷年末調整済みの給与所得以外の所得金額が20万円を超える方などです。

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし住民税の申告が必要になる場合があります。

●確定申告会場のお知らせ  
平成30年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告会場は、海峽メッセ下関4階イベントホール(豊前田町三丁目、駐車場は有料)です。  
⑨2月18日～3月15日 ※土・日曜日を除く 受付時間 午前9時～午後4時

※2月15日(金)以前は、申告会場は設置してありません ※期間中は下関税務署(竹崎町四丁目)での相談は受け付けていませんが、申告書の提出はできます。また、海峽メッセ下関会場での納税はできません。

●マイナンバー制度について  
平成30年分の所得税等の確定申告書にはマイナンバーの記載が必要となります。また、提出時には、マイナンバーカードをお持ちの方はカードの提示、カードをお持ちでない方は番号確認書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し等)と身元確認書類(運転免許証・パスポート等)の両方の提示か、写しの添付が必要となります。

●確定申告等に関する問い合わせ先  
確定申告の一般的な問い合わせは下関税務署(☎222-3441)をダイヤル後、音声案内に従い「0」番を選択してください。

